

クレーンの運転業務に係る特別教育（学科）開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の運営につきまして、格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

事業者は労働者を下記(1)、(2)のクレーンの**運転業務**（移動式クレーンを除く）に従事させる時、労働安全衛生法第59条、規則第36条15号の規定により、当該労働者について特別教育を行わなければなりません。

(1) つり上げ荷重が5トン未満のクレーン

(2) つり上げ荷重が5トン以上の跨（こ）線テルハ

つきましては、標記の特別教育（学科）を開催いたしますので、この機会に是非受講されますようご案内いたします。

記

1. 講習日時（学科）**令和6年7月11日（木） 13:10～16:40（受付開始30分前から）**
令和6年7月12日（金） 9:00～16:40（受付開始30分前から）
2. 会場 堺労働基準協会会議室 堺市堺区中安井町3丁4-11（旧大和産業ビル2F）
3. 教育科目 クレーンに関する知識 3時間
関係法令 1時間
クレーン運転のために必要な力学に関する知識 2時間
原動機および電気に関する知識 3時間
4. 講習料 会員 1名 13,300円（受講料 11,595円（非課税）、テキスト代 1,705円（消費税込み））
会員外 1名 14,900円（受講料 13,195円（非課税）、テキスト代 1,705円（消費税込み））
（*当協会は、免税事業者であり、受講料に関して消費税は徴収しておりませんのでインボイス未登録です。）
5. 定員 30名（定員になり次第締めきります）
6. 申込み 受講申込書、講習料を添えて**堺労働基準協会**まで持参下さい。（ファックス可）
***協会へ直接申し込みに来られる方は、前日に協会へ連絡ください。**
(銀行振込の場合)
①振込先：三井住友銀行 堺支店 普通預金 0961938 堺労働基準協会
②申込書を堺労働基準協会にFAX(072-232-7000)の上、着信確認願います。
③講習料全額を申込後1週間内以内に振込み下さい。
7. 申込先 堺労働基準協会（〒590-0063 堺市堺区中安井町3-4-11）
8. 申込期日 受講日の2週間前まで
9. その他 *振込み以降のキャンセル、当日欠席されても講習料は返金いたしません。
*駐車場はありません。公共交通機関を利用下さい。
*昼食は各自で済ませて下さい。
*全講習時間を受講された方に修了証を交付します。
*受講期間中の災害事故については、当協会は一切関知いたしません。
*問合せ先：堺労働基準協会（TEL 072-233-5396）へ連絡下さい。